

# ILO海事労働条約及び 国内法化勉強会最終とりまとめ 説明資料

平成22年7月30日  
海事局運航労務課

# ILO海事労働条約の概要

## 従来のILO条約の課題

採択されてから相当の年月が経ち、現在の社会や技術の進展に対応していない。  
複数の条約において同様の趣旨の規定が含まれ、複雑化している。  
批准状況がよくないため、実効性を伴わない。

68の条約及び勧告を  
整理・統合

2006年2月23日採択

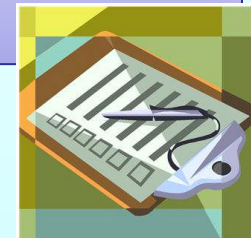
## 海事労働条約の策定(既存条約の統合化)

### 海事労働に関するグローバルスタンダードを確立

- 船員の最小限の要件
- ・最低年齢の設定 等
- 雇用条件
- ・雇入契約書の原本の所持
- ・賃金の明細書の交付 等
- 居住設備、食料及び供食
- ・寝室の広さ及び衛生設備の基準設定 等
- 医療、福祉、社会保障による保護
- ・医師の配乗要件 等

### 旗国検査及び寄港国検査(PSC)制度の導入

- ・旗国の船舶に対する条約の適合性に係る検査の実施及び証書発給
- ・寄港国による検査の実施 等



# ILO海事労働条約発効に関する今後の見通し

(2010年7月30日現在)

【2006年のILO海事労働条約 第8条第2項】

この条約は、30以上の加盟国であってその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の33パーセントに相当する商船船腹量以上となるものの批准が登録された日の後12箇月で効力を生ずる。

【2010年7月現在】

国名	船腹量 (%)
カナダ	0.4
ブルガリア	0.1
クロアチア	0.2
スペイン	0.4
ボスニア・ヘルツェゴビナ	不明
ノルウェー	2.9
パナマ	21.5
リベリア	9.0
バハマ	5.9
マーシャル諸島	4.2
<b>(合計)10箇国</b>	<b>(合計)44.6</b>

船腹量(33%)充足

【2010年12月以降】

批准国数
10箇国
EU (未批准国25箇国) その他
<b>(合計)30箇国以上</b>

国数(30箇国)充足見込み

2007年6月にEU理事会において、加盟27箇国に対し、2010年12月末までの批准を推奨する指令を採択。

12箇月後

**2011年末以降**  
(発効要件充足から  
12箇月後)  
に発効の見込み

# ILO海事労働条約国内法化勉強会の概要

## ILO海事労働条約国内法化勉強会の目的

ILO海事労働条約の批准に向け、公労使の実務担当者で、主要論点について国内法化作業の方向性を整理し、理解を共有する。

### 経緯

- ・ 平成18年9月、同年2月の条約の採択を受け、海事局運航労務課を事務局として国土交通省で第1回を開催し、以降12回に渡り、開催。
- ・ 平成19年2月、中間とりまとめを実施。
- ・ 平成22年7月、**最終とりまとめ**を行い、閉会。

### 委員

座長 明治大学法科大学院  
野川 忍 教授

#### 使用者委員

日本船主協会  
日本内航海運組合総連合会  
日本外航客船協会  
日本旅客船協会  
大日本水産会

#### 労働者委員

全日本海員組合

#### 造船業関係委員

日本造船工業会  
日本中小型造船工業会

#### 国土交通省

海事局関係各課

# ILO海事労働条約国内法化勉強会 最終とりまとめ概要

平成22年7月30日 運航労務課

## 総論

平成18年9月より、船員関係の公労使が参加する「ILO海事労働条約国内法化勉強会」を立ち上げ、本条約の国内法化に向けた主要論点について方向性を整理するための議論を行った。

平成19年2月、国内法化の主要論点に関する国内法化の方向性について中間とりまとめを行った。

その後、中間取りまとめにおいて議論が尽くされなかった論点について、我が国の海事政策及び本条約を巡る国際的な動向等を踏まえた上で改めて検討を進め、平成22年7月、本条約の国内法化の方針について最終とりまとめを行った。

今後は、本とりまとめ(具体的には「各論」記載の内容)に沿って、本条約の国内法化を進めることとする。

なお、国内法化された本条約の施行については、公労使三者間の緊密な協力の下これを進めるものとする。

## 各論

	項目	現行の国内制度	条約の規定	最終とりまとめ(概要)
1	船員の最低年齢	15歳	16歳	本条約の最低年齢は16歳であるのに対して船員法では15歳となっているため制度改正の必要あり。
2	健康証明書の英語による提供	健康証明書書式...船員法施行規則第16号書式(十五)においては英文表記は合否判定の項のみ。	通常国際航海に従事する船舶において労働する船員の健康証明書について、英語での提供を義務付け。	健康証明書の現行の英語表記は本条約の要件と比較して不十分であるため、様式改正を行う必要あり。

	項目	現行の国内制度	条約の規定	最終とりまとめ(概要)
3	雇入契約書の交付等	該当なし	船員が、自己及び船舶所有者又はその代表者の双方によって署名された船員の雇用契約書を保有することを義務付け。	船員法における雇入契約時の書面による労働条件の明示義務を踏まえた上で、雇用契約書の保有を制度上明確にする必要あり。
		該当なし	船員の雇用契約の写しについて、権限のある機関の職員が検査のために利用することを確保するための措置を義務付け。	船員法では、船員の雇用契約書の写しの船内備置について規定していないため、制度化する必要あり。
		該当なし	雇用契約の基準様式の写し、寄港国の検査の対象となる団体交渉の合意の部分を英語によって利用することを確保するための措置を義務付け。	外航船においては、雇用契約書の基準様式及び検査対象となる団体交渉協定の部分を英語により表記したものを船内に備え置くこととする必要あり。
4	給与明細の交付	該当なし	一か月の賃金に関する明細の交付を義務付け。	給与明細の交付を船員法において制度化する必要あり。
5	休息時間の分割の例外	労使協定による適用除外を認めていない。	休息時間規制は、定められた限度の例外を認める労使の団体交渉の合意による例外を定めることを妨げない	運航形態により条約に定められた休息時間規制を遵守することが困難な船舶が想定されることから、労使間の合意を要件とした例外的取扱について措置することが必要あり。
6	労働時間規制に関する機関長、医師等の適用除外の廃止	機関長、医師等には労働時間規制の適用なし。	条約の労働時間規制は、船長・機関長等も含めた全ての船員に適用。	現行の船員法において労働時間規制が適用されていない船長、航海当直をしない機関長等、医師等については、制度改正により労働時間規制を適用する必要あり。

	項目	現行の国内制度	条約の規定	最終とりまとめ(概要)
7	船長の労働時間規制の例外	船長には、労働時間規制の適用なし。	条約の労働時間規制は、船長・機関長等も含めた全ての船員に適用。	現行の船員法において労働時間規制が適用されていない船長、航海当直をしない機関長等、医師等については、制度改正により労働時間規制を適用する必要あり。
			船長の労働時間規制は、定められた限度の例外を認める労使の団体交渉の合意による例外を定めることを妨げない。	・労働時間等に関する規定の例外を船長について認めることができるように制度改正の必要あり。 ・労使の合意の手続については、労使協定の締結及び届出を要件とすることを検討。
8	送還の際の輸送方法	該当なし	法令等で送還の輸送方法に関する権利を定めることを義務付け。	送還の輸送方法に関する権利に関し、条文上明記する必要あり。
9	居住設備関係	船舶設備規程による (例) ・天井高さ:2.0メートル以上等 ・寝台:縦190センチメートル、横68センチメートル等	第3.1規則による (例) ・天井高さ:203センチメートル以上 ・寝台:縦198センチメートル、横80センチメートル	本条約で求められている居住設備及び娯楽設備に係る要件は、総トン数200t未満の内航船以外の船舶については、原則として条約の要件を適用。
10	食料提供	食品の類ごとに必要な食品の数量を規定 (遠洋・近海の700トン以上の船舶に限定)	異なる文化的及び宗教的背景を十分に考慮した食料及び飲料水の船内備置及び提供を義務付け。	文化及び宗教の背景に対する考慮については、現行制度が存在しないため、食料表の改正により制度化する必要あり。

	項目	現行の国内制度	条約の規定	最終とりまとめ(概要)
11	船舶料理士の配乗義務が課されていない船舶の調理要員への訓練・指導	衛生担当者又は衛生管理者による食料及び用水の管理	船舶料理士の配乗義務が課されていない船舶の調理要員への訓練・指導を義務付け。	沿海区域以遠を航行する船舶料理士配乗義務の課されていない船舶について、調理をする者に対する所要の訓練・指導を義務付け。
12	食料等に係る検査	衛生担当者による食料・用水の衛生保持	船長又は船長の監督により、船内で以下の点について頻繁に検査を実施し、記録することを義務付け。 (a) 食料及び飲料水の供給 (b) 食料及び飲料水の貯蔵及び取扱いのために使用されるすべての場所及び設備 (c) 食事の準備及び提供のための調理室その他の設備	船長又は船長の権限による食料等の供給等に係る頻繁な検査を労安則等において制度化する必要あり。
13	標準医療報告様式	なし	標準医療報告様式の備置を義務付け。	標準医療報告様式について制度化する必要あり。
14	医師の配乗要件の変更	<p>遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数三千トン以上の船舶で最大とう乗人員百人以上のもの</p> <p>に掲げる船舶以外の遠洋区域を航行区域とする国土交通省令の定める船舶で国土交通大臣の指定する航路に就航するもの</p> <p>国土交通省令の定める母船式漁業に従事する漁船</p>	100人以上の人員を収容し、かつ、通常3日間を超える国際航海に従事する船舶に対する医師の配乗を義務付け。	船員法の配乗範囲と相違があるため、本条約の要件に基づく制度化を行う必要あり。



	項目	現行の国内制度	条約の規定	最終とりまとめ(概要)
15	船内安全委員会	任意での設置	5人以上の船員を有する船舶に船舶の安全のための委員会を設置することを義務付け。	安全衛生委員会は任意設立となっており、本条約に基づき設立を義務化する必要あり。
16	旗国検査 (海事労働証書の交付に係るもの)	該当なし	自国を旗国とする船舶に対し、当該船舶における船員の労働条件及び生活条件が検査され、かつ、条約を担保する国内法令等の要件を満たすことを証明する海事労働証書を備え、及び維持することを義務付け。	本条約と同様の条約証書制度を設けている海事関係の諸条約(SOLAS、MARPOL等)を担保する船舶安全法等の国内法令と同様、船員法において、条約証書の交付及び関連する検査に係る規定を設置。
			認定された団体に対し検査を行うこと若しくは証明書を発給すること又はその双方を行わせることが可能。	・検査については、国が実施するほか、一定の能力及び独立性を有すると認定された団体(RO)も行えるよう措置。 ・海事労働証書の交付については、国が行うこととしつつ、法制面と実態面の両面を踏まえて検討。
			海事労働証書は、次の場合には、暫定的に発給が可能。 ・新船を回航する場合 ・船舶が旗国を変更する場合 ・船舶所有者を変更する場合	新船、旗国又は船舶所有者の変更の生じた船舶は、海事労働証書の交付の可否判断の根拠となる運航実績が欠けていることから、海事労働証書交付のための旗国検査項目中運航実績以外の内容等の審査により、暫定海事労働証書を交付。

	項目	現行の国内制度	条約の規定	最終とりまとめ(概要)
17	船内苦情処理	該当なし	<p>船舶所有者に対して船内苦情処理手続を整備し、当該手続を定めた文書の写しの提供を義務付け。</p> <p>苦情を申し立てた船員に対する不利益取扱を禁止。</p>	船員法において船内苦情処理手続等の条約に規定されている船員の権利及び船舶所有者の義務について規定する必要あり。
18	寄港国検査	該当なし	加盟国の港に寄港する各外国船舶は条約の要件の遵守状況を検討するために検査の対象とすることが可能。	船員法において本条約に基づく寄港国検査の実施につき根拠規定を設置。
19	外国船舶の乗組員の苦情への対応	該当なし	領域内に寄港する船舶の職員であって、条約の要件に対する違反を申し立てる者が苦情を報告する権利を有することを確保することを義務付け。	船員の権利として付与されている違反の申告権について、船員法上制度化。